○大阪府立臨海スポーツセンター条例に基づく利用料金の額の承認

資料４

令和元年10月１日

大阪府教育委員会告示第16号

大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和59年大阪府条例第９号）第11条第３項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

１　施設の名称

大阪府立臨海スポーツセンター

２　指定管理者

大阪市中央区北浜四丁目１番23号

ミズノ・南海ビルサービスグループ

代表者　美津濃株式会社　代表取締役社長　水野明人

３　利用料金の額

令和元年10月１日以後の利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(１)　体育室利用料金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 通常の金額 | 休日等（時間外を除く。）の金額 | 時間外１時間の金額 | 準備・後始末等のために利用する場合の金額 |
| 午前 | 午後 | 夜間 | 午前午後 | 午後夜間 | 全日 | 超過１時間 |
| 第１体育室 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | 生徒等が利用する場合 | 円7,030 | 円10,690 | 円17,930 | 円17,720 | 円28,620 | 円35,650 | 円3,560 | 通常の金額に1.2を乗じて得た金額 | 円4,270 | 通常の金額、休日等の金額又は時間外１時間の金額と同額 |
| その他の場合 | 10,800 | 14,260 | 21,490 | 25,060 | 35,750 | 46,550 | 4,650 | 5,580 |
| 利用者が入場料を徴収する場合 | 21,490 | 28,820 | 43,090 | 50,310 | 71,910 | 93,400 | 9,340 | 11,120 | 利用者が入場料を徴収しない場合のその他の場合の通常の金額、休日等の金額又は時間外１時間の金額と同額 |
| その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | 営利及び宣伝を目的としない場合 | 89,930 | 107,970 | 216,330 | 197,900 | 324,300 | 414,230 | 41,420 | 49,700 | 通常の金額、休日等の金額又は時間外１時間の金額に0.5を乗じて得た金額 |
| その他の場合 | 107,960 | 126,090 | 269,710 | 234,050 | 395,800 | 503,760 | 50,370 | 60,440 |
| 利用者が入場料を徴収する場合 | 126,090 | 136,890 | 341,610 | 262,980 | 478,500 | 604,590 | 60,450 | 72,540 |
| 第２体育室 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | 生徒等が利用する場合 | 2,550 | 5,090 | 10,490 | 7,640 | 15,580 | 18,130 | 1,810 | 2,170 | 通常の金額、休日等の金額又は時間外１時間の金額と同額 |
| その他の場合 | 4,180 | 7,740 | 15,690 | 11,920 | 23,430 | 27,610 | 2,760 | 3,310 |
| 利用者が入場料を徴収する場合 | 9,470 | 18,030 | 35,950 | 27,500 | 53,980 | 63,450 | 6,340 | 7,600 | 利用者が入場料を徴収しない場合のその他の場合の通常の金額、休日等の金額又は時間外１時間の金額と同額 |
| その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | 営利及び宣伝を目的としない場合 | 35,140 | 58,670 | 156,440 | 93,810 | 215,110 | 250,250 | 25,020 | 30,020 | 通常の金額、休日等の金額又は時間外１時間の金額に0.5を乗じて得た金額 |
| その他の場合 | 47,870 | 69,050 | 195,660 | 116,920 | 264,710 | 312,580 | 31,250 | 37,500 |
| 利用者が入場料を徴収する場合 | 53,980 | 75,570 | 247,610 | 129,550 | 323,180 | 377,160 | 37,710 | 45,250 |

備考

１　期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

２　「午前」とは午前９時から正午まで、「午後」とは午後１時から午後４時30分まで、「夜間」とは午後５時30分から午後９時まで、「午前午後」とは午前９時から午後４時30分まで、「午後夜間」とは午後１時から午後９時まで、「全日」とは午前９時から午後９時までをいう。

３　「超過１時間」とは、「午前」「午後」「夜間」「午前午後」「午後夜間」「全日」の時間の前後に引き続き利用する場合をいう。

４　「時間外」とは、午前９時から午後９時までの時間以外の時間をいう。ただし、超過１時間に該当する場合を除く。

５　「生徒等」とは、４歳以上の幼児並びに小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者並びに高等専門学校の学生をいう。

６　「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

７　体育室をアマチュアスポーツに利用する場合において、その面積の２分の１以下の面積を利用するときの利用料金は、この表に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。

８　利用料金の算出において、10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(２)　アイススケート場利用料金

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 通常の金額 | 通常の休日等（時間外を除く。）の金額 | 通常の時間外の金額 | 夏期に利用する場合の金額 | 夏期の休日等（時間外を除く。）の金額 | 夏期の時間外の金額 |
| 共用利用 | 大人 | １人１回 | 円1,350 | 通常の金額と同額 |  | 通常の金額と同額 | 通常の金額と同額 |  |
| 小人 | 910 |
| 観覧する場合 | 140 |
| 団体利用 | 30人以上50人未満 | １回３時間 | 大人１人 | 1,050 |
| 小人１人 | 690 |
| 50人以上100人未満 | 大人１人 | 930 |
| 小人１人 | 590 |
| 100人以上 | 大人１人 | 730 |
| 小人１人 | 490 |
| 専用利用 | 氷上競技に利用する場合 | 競技会又は合同練習に利用する場合 | 小人が利用する場合 | １回１時間30分 | 25,770 | 通常の金額に1.2を乗じて得た額 | 30,920 | 27,020 | 夏期に利用する場合の金額に1.2を乗じて得た額 | 32,420 |
| その他の場合 | 31,570 | 37,890 | 33,000 | 39,520 |
| その他の場合 | 小人が利用する場合 | 17,920 | 21,490 | 18,650 | 22,380 |
| その他の場合 | 21,480 | 25,770 | 22,420 | 26,900 |
| その他の場合 | 50人以上100人未満 | １回２時間 | 大人１人 | 560 | 670 | 580 | 690 |
| 上限額 | 上限額 | 上限額 | 上限額 |
| 44,980 | 53,970 | 46,670 | 56,000 |
| 小人１人 | 370 | 440 | 390 | 470 |
| 上限額 | 上限額 | 上限額 | 上限額 |
| 30,070 | 36,080 | 31,400 | 37,690 |
| 100人以上200人未満 | 大人１人 | 450 | 540 | 470 | 560 |
| 上限額 | 上限額 | 上限額 | 上限額 |
| 72,980 | 87,570 | 77,320 | 92,780 |
| 小人１人 | 310 | 370 | 320 | 380 |
| 上限額 | 上限額 | 上限額 | 上限額 |
| 48,000 | 57,610 | 49,970 | 59,960 |
| 200人以上 | 大人１人 | 370 | 440 | 390 | 470 |
| 上限額 | 上限額 | 上限額 | 上限額 |
| 146,870 | 176,240 | 153,490 | 184,190 |
| 小人１人 | 240 | 300 | 250 | 310 |
| 上限額 | 上限額 | 上限額 | 上限額 |
| 96,350 | 115,620 | 100,730 | 120,880 |
| 営利及び宣伝を目的とする場合 | １回１時間30分 | 37,920 |  |

備考

１　夏期とは、６月１日から９月30日までをいう。

２　「時間外」とは、午前９時から午後９時までの時間以外の時間をいう。

３　「小人」とは、４歳以上の幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者をいう。

４　回数券により、アイススケート場を利用する場合の回数券（11回券又は12回券）の額は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 単位 | 回数券 |
| 大人 | 11枚綴 | 有効期間１年間 | 円13,500 |
| 小人 | 9,100 |
| 観覧する場合 | 12枚綴 | 1,540 |

５　第１号の表の備考１、備考６及び備考８の規定は、この表についても適用する。

(３)　会議室利用料金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 通常の金額 | 休日等（時間外を除く。）の金額 | 時間外１時間の金額 | 冷暖房等 |
| 午前 | 午後 | 夜間 | 午前午後 | 午後夜間 | 全日 | 超過１時間 |
| 大会議室 | 円4,080 | 円5,800 | 円6,930 | 円9,880 | 円12,730 | 円16,810 | 円1,680 | 通常の金額に1.2を乗じて得た額 | 円2,010 | 通常の金額に0.2を乗じて得た額 |
| 小会議室 | 3,060 | 4,280 | 5,600 | 7,340 | 9,880 | 12,940 | 1,290 | 1,540 |

備考

第１号の表の備考１、備考２、備考３、備考４、備考６及び備考８の規定は、この表についても適用する。

(４)　附帯設備等利用料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 金額 |
| アマチュアスポーツに利用する場合 | その他の場合 |
| バスケットボール用具（ボールを除く。） | １式１日 | 円1,830 | 円2,750 |
| バレーボール用具（ボールを除く。） | 1,220 | 1,730 |
| テニス用具（ラケット及びボールを除く。） | 1,220 | 1,730 |
| 卓球用具（ラケット及びボールを除く。） | 340 | 560 |
| バドミントン用具（ラケット及びシャトルコックを除く。） | 340 | 560 |
| マット | ウレタン | １枚１日 | 730 | 1,220 |
| その他 | 大 | 250 | 390 |
| 小 | 150 | 230 |
| 防球ネット | １台１日 | 80 | 110 |
| スケート靴 | １足１日 | 510 | 510 |
| アイスホッケー用ゴール | １式１日 | 730 | 1,220 |
| ストップウォッチ | １個１日 | 330 | 540 |
| マイクロホン | １式 | 午前 | 1,780 | 2,750 |
| 午後 | 1,780 | 2,750 |
| 夜間 | 1,780 | 2,750 |
| レコードプレイヤー | 午前 | 1,780 | 2,750 |
| 午後 | 1,780 | 2,750 |
| 夜間 | 1,780 | 2,750 |
| 長机 | １脚１日 | 110 | 170 |
| 補助いす | 60 | 80 |
| フロアシート | 不燃性 | １枚１日 | 1,430 | 2,240 |
| その他 | 150 | 230 |
| ロッカー | １箱１日１回 | 50 | 50 |
| 土地 | １平方メートル１日 | 120 | 190 |

備考

１　面積の計算については、１平方メートルに満たない端数は、１平方メートルとする。

２　第１号の表の備考１及び備考２の規定は、この表についても適用する。

(５)　駐車場利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 大型車 | 駐車時間が５時間以内の場合は、１時間までごとに410円 |
| 駐車時間が５時間を超え12時間以内の場合は、2,100円 |
| 駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合は、3,260円 |
| その他のもの | 駐車時間が５時間以内の場合は、１時間までごとに110円 |
| 駐車時間が５時間を超え12時間以内の場合は、510円 |
| 駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合は、820円 |

備考

１　「大型車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に規定する普通自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。

２　駐車場の利用については、駐車時間が24時間を超える場合は、24時間を超える部分24時間までごとに新たな利用とみなす。